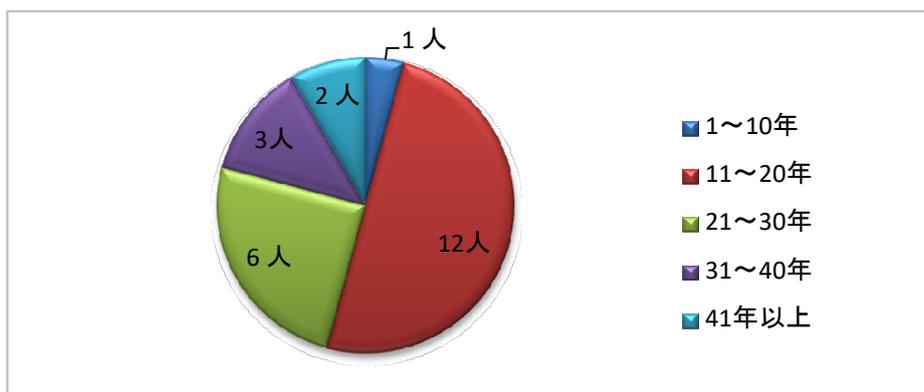


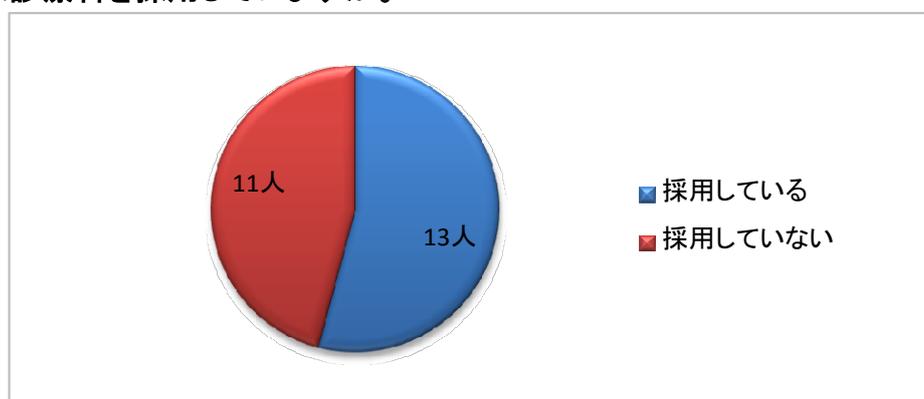
「小児かかりつけ診療料」についてのアンケート集計結果

(青森県小児科医会 平成28年7月)

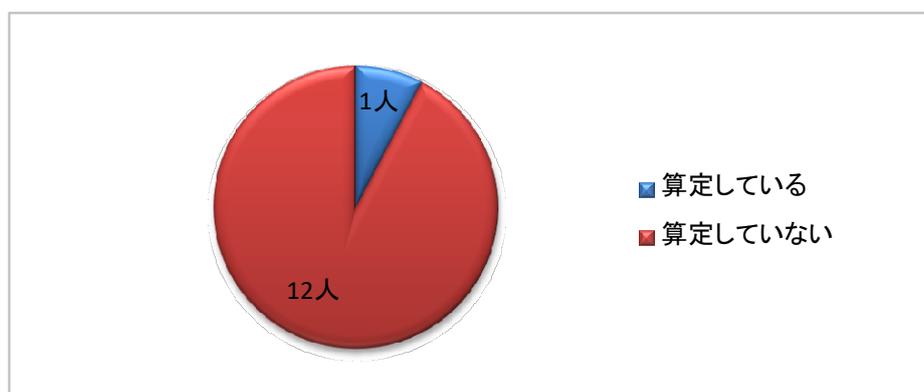
①開業後何年目ですか。



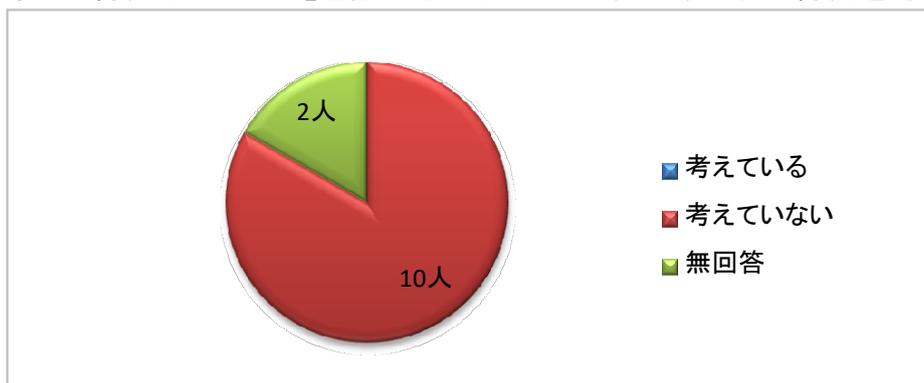
②小児科外来診療料を採用していますか。



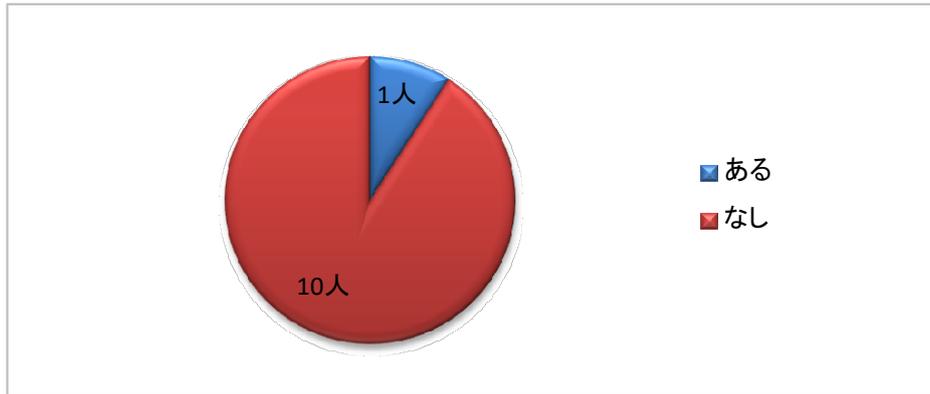
③-1)小児科外来診療料を採用している方で(13/24人中)、小児かかりつけ診療料を算定していますか。



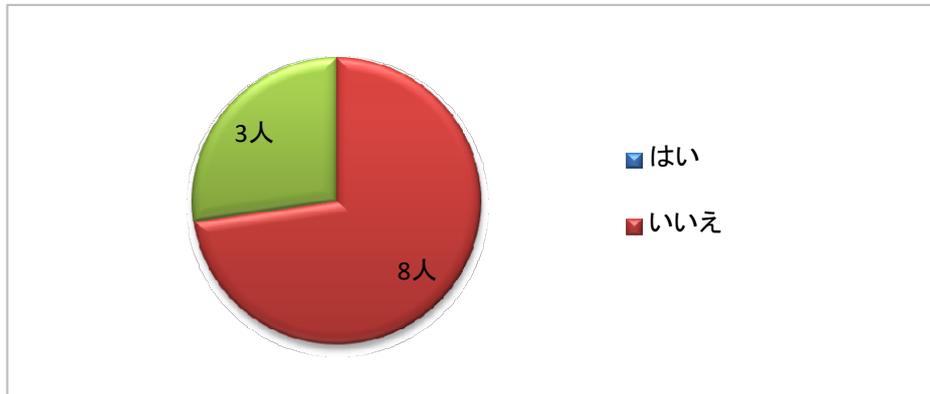
③-2)前の設問で「算定していない」と答えた方(12/13人中)で、いずれ算定を考えていますか。



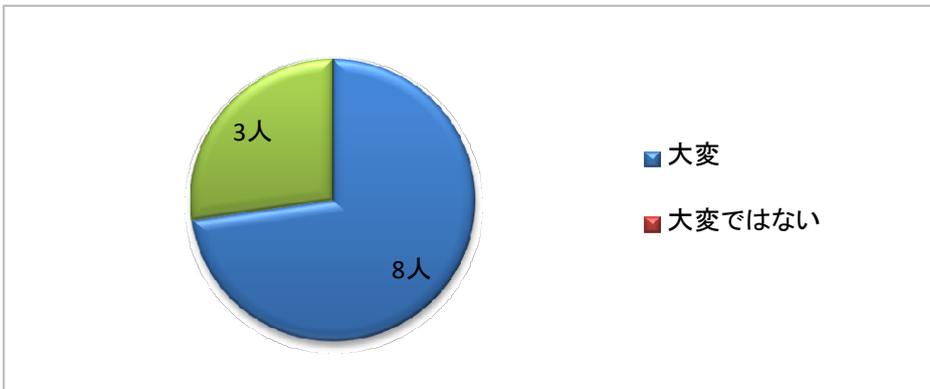
④-1)小児科外来診療料を採用していないと答えた方(11/24人中)で、小児かかりつけ診療料の算定のために、今後小児科外来診療料を採用するつもりはありますか。



④-2)小児かかりつけ診療科は小児科医にとって魅力的な制度とお考えですか。



④-3)小児かかりつけ診療料の算定要件、施設基準のクリアは大変ですか。



日本小児科医会 社会保険委員会あての

「小児かかりつけ診療科」および次回診療報酬改定要望に関する意見

小児かかりつけ診療科については青森県内小児科開業医に対して本年7月アンケート調査を行った。回答率は56%であった。

その結果ほぼ全員が算定は難しいと考えており、現時点で「小児かかりつけ診療科」を届け出た小児科医は、発達障害児などに特化した診療を行っている1名のみであった。他に1名が本年4月から算定を開始したが、1か月で辞めたとのこと。理由は、支払いのある患者から高くなったという苦情が多くあり、また休日も含めて24時間対応することは不可能であったからとのこと。

青森県内では6つの医療圏のうち休日、夜間小児救急医療体制が完備しているのは1医療圏のみであり、24時間電話対応の義務が課されると、電話対応のみで済むとは思えないとの意見もあった。小児科医が少ない地域ではたとえ「原則として」であれ、算定するのは難しいと考えられた。

東北厚生局への問い合わせで、青森県内の内科医で内科、循環器、小児科を標榜している医師一人でやっている医院が「小児かかりつけ診療科」を届け出ているとのこと。

「小児科を専任する常勤の医師」という施設基準をクリアーしているとすれば小児科医とは何なのかという議論に戻ってしまうだろう。小児科を標榜さえしておれば内科医でも小児かかりつけ医になれるが、小児科学会認定小児科専門医であり、地域総合小児医療認定医でもある小児科医でも、小児外来診療科を採用していない者は小児かかりつけ医にはなれないことになる。上記の内科医は小児科学会認定小児科専門医ではなく、休日夜間小児救急医療にも参加しておりません。しかしその医院で診ている子供がしばしば休日夜間診療所を受診します。その医院での電話対応は「急患診療所へ行くように」または「消防に電話して今日の小児救急の当番病院を聞いて受診するように」というものではないかと疑ってしまいます。小児科医はまじめに24時間対応しなければとってしまうので、とても無理だと感ずるのだと思う。

「原則」24時間対応する、という言葉の拡大解釈をしてゆくと、逆にそのうち「原則」が外されることにつながることを危惧する。

日本医事新報N○4803 2016.5.14に宮寄雅則 厚生労働省保健局医療課長の発言として

「18年度に控える診療報酬・介護報酬の同時改定との継続性を念頭に置いた」として小児についても高齢者同様、一人のこどもを全人的に継続して診察することは大変重要ということで、「小児かかりつけ診療科」を新設した。健診歴や予防接種歴の把握や、相談に乗った上で指導・助言している先生を評価して行こうという考え。

小児かかりつけ医のあるべき姿を示した部分もあるが、これまでしっかり見てくれていた先生を評価するといった側面もある。また、小児は休日・夜間診療が多いが、

他の医療機関にかかることがダメなわけではなく、そういうケースを含めてかかりつけ医に把握して欲しい。あとは程度問題で、いつも他にかかっていたら、かかりつけ医とは言えないと思う。

というものが載っていた。彼の言う「小児かかりつけ医のあるべき姿」とは一体どのようなものなのだろうか？このような診療報酬改正を続けることで、小児科医のなり手は減少し結果として小児医療の担い手は総合診療専門医にシフトしてゆくだろう。その結果医療費の抑制につながるとはとても思えない。

医療費削減の王道は患者を早くきちんと治すことである。

次回診療報酬改定では小児かかりつけ診療科をより使いやすくするという方向では、かえって混乱をきたすのではないかと考える。もしもより使いやすくするという方向でと考えるならば、複数の小児科医がグループで24時間対応することが可能なら一つの考え方かと思う。

一回30点に包括されたために、算定できなくなった項目についても実態を調査すべきと思われる。

青森県小児科医会

河内暁一

今回のアンケートの分析

意見の中で圧倒的に多いのが24時間電話相談などに対応するのは困難だというもの。日本小児科医会松平会長の発言ではこの小児かかりつけ診療科は小児科医のことを配慮して新設されたもので当初厚労省は24時間対応を強く主張したが、「原則」という文章をつけることができ、算定しやすくなったとしています。実際本年4月から初めてみて、電話相談は予想以上に少ないと発言されています。

ちなみに小児かかりつけ診療科について医事新報の記事（抜粋）

日本医事新報No. 4801 2016.4. 30

小児かかりつけ診療科の紹介（P21）

見出し：小児医療の充実とある。

早わかり解説：16年度改定の特徴の一つが小児医療の充実とある。

改定のポイント（P28）

小児かかりつけ診療科の新設：

地域包括診療科／加算に続く、かかりつけ医の評価点数として、

「小児かかりつけ診療科」が新設。小児科外来診療科を算定し、夜間対応をしていることなどを要件とし、対象患者については24時間電話対応を求めるなど厳しい点数ではあるが、地域包括診療科の小児科版として夜間や、常時対応を前提とした、かかりつけ医機能の普及を目指しているものと考えられる。

診療科ごとの解説（P32）

小児かかりつけ診療科は算定したい

小児科については、「小児かかりつけ診療科」が新設された。これは、何らかの理由で継続的に受診している未就学児のかかりつけ医として、健康診断や予防接種、成長・発達に関しての総合的な情報収集とアドバイスを行うことが求められている点数である。また時間外対応や常時の電話対応が求められるなど、ここでも内科系の地域包括診療科に近い、かかりつけ医のあり方が定められている。点数としてのハードルは高い一方、決して高い点数とは言えないが、少子化が続く中で、確実に患者を確保するためには経営上の選択肢として検討せざるを得なくなってくる可能性は否定できない。

日本医事新報No. 4802 2016.5. 7

二木 立 (日本福祉大学学長)

実は、地域包括ケアシステムの対象は医療介護総合確保推進法上では高齢者に限定されていますが、厚労省は、法改正を行うことなく、診療報酬改定により対象拡大を行おうとしているのだと思います。(一部略)

「小児かかりつけ診療科」などどう考えても地域包括ケアシステムとは結びつかないものが含まれているからです。このような、恣意的拡大解釈を行うと、それだけでなくも分りにくいと言われている地域包括ケアシステムの理解がますます混乱します。

日本医事新報No.4803 2016.5. 14

宮寄雅則 厚生労働省保健局医療課長

「18年度に控える診療報酬・介護報酬の同時改定との継続性を念頭に置いた」として小児についても高齢者同様、一人のこどもを全人的に継続して診察することは大変重要ということで、「小児かかりつけ診療科」を新設した。健診歴や予防接種歴の把握や、相談に乗った上で指導・助言している先生を評価して行こうという考え。小児かかりつけ医のあるべき姿を示した部分もあるが、これまでしっかり見てくれていた先生を評価するといった側面もある。また、小児は休日・夜間診療が多いが、他の医療機関にかかることがダメなわけではなく、そういうケースを含めてかかりつけ医に把握して欲しい。あとは程度問題で、いつも他にかかっていたら、かかりつけ医とは言えないと思う。

以上の記事を見ると

小児科外来診療科を採用していない小児科医はかかりつけ医とはみなさない？

宮寄雅則 厚生労働省保健局医療課長の発言では夜間休日を含め24時間対応する必要があることについては意図的になのか、全く触れていない。

また彼の考える、小児かかりつけ医のあるべき姿とは一体どのようなものなのか？

2018年度の診療報酬改定に向けての布石である。

平成28年8月21日

河内暁一

平成 28 年 8 月 20 日時点で青森県内では小児かかりつけ診療科を採用している医療機関は 2 か所です。(一施設は 4 月に採用したが一か月で止めた)
2 か所のうち一つは、内科医で標榜は内科、小児科の医者です。
施設基準をクリアしているとするれば①小児科外来診療科を算定している。
②時間外対応加算 I を届け出ている。③小児科を専任する常勤の医師が配置されているのだと思いますが、その医療施設は医師一人です。内科医です。
さらに要件のうち 3 つ以上に該当するという点については、急患診療所の小児救急医療への参加はしておりませんので市町村を実施主体とする乳幼児の健康診査を行っており(実態は不明ですが)、定期予防接種を行っており、幼稚園の園医または保育所の嘱託医になっているのだと思います。

もう一か所小児かかりつけ診療科を採用している医療機関は、きわめて少人数の小児患者を診ている施設であり、頻回に電話相談などがある施設ではないと思われま